

【妊婦・乳幼児等インフルエンザ予防接種費助成についてのQ&A】

質問	回答																																												
「妊婦」の基準、要件はありますか？	インフルエンザの予防接種実施期間中(10月～1月)に妊婦であり、接種時に妊娠している人が対象となります。 妊婦とは、医師の診断を受け、妊娠届出により母子健康手帳を持っている人のことです。																																												
生後6か月から小学2年生の対象者とは？	平成24年4月2日から令和2年6月30日生まれの子どもです。 ※生後6か月未満の子どもにも受診券を送付しますが、使用できるのは満6か月以降です。 (例)令和2年6月1日生まれは、令和2年12月1日以降です。 ※令和2年7月以降生まれの子どもは今回の助成の対象外です。																																												
ひとり親世帯(令和2年8月児童扶養手当受給世帯等)の対象範囲は？	「児童扶養手当を受給しているひとり親世帯」及び「国のコロナウイルス感染症対策であるひとり親世帯臨時特別給付金の一部対象世帯」で小学3年から小学6年の児童を対象とします。 令和2年8月31日時点が基準日です。																																												
小学生以下の子どもが3人以上とは？	生後6か月から小学6年生以下の子どもが3人以上いるということです。 下記の表では、ABCDの世帯が対象になります。 (表)																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯</th> <th rowspan="2">生後6か月未満(人)</th> <th rowspan="2">生後6か月～小2(人)</th> <th rowspan="2">小3～小6(人)</th> <th rowspan="2">中学生以上(人)</th> <th colspan="2">助成費用</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td></td> <td>0</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>3</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	世帯	生後6か月未満(人)	生後6か月～小2(人)	小3～小6(人)	中学生以上(人)	助成費用		人	金額	A		0	3		3	12,000	B		1	2		3	12,000	C		2	1		3	12,000	D	1	1	1		1	4,000	E	1		2		0	0
世帯	生後6か月未満(人)						生後6か月～小2(人)	小3～小6(人)	中学生以上(人)	助成費用																																			
		人	金額																																										
A		0	3		3	12,000																																							
B		1	2		3	12,000																																							
C		2	1		3	12,000																																							
D	1	1	1		1	4,000																																							
E	1		2		0	0																																							
基準日(8月31日)以降に出生した子どもは助成の対象になりますか？	生後6か月未満なので、対象になりません。 今年度の助成対象者は、令和2年6月30日生まれまでの子どもです。																																												
基準日(8月31日)以降の出生児は「子どもが3人以上いる世帯」の「3人」に含まれますか？	該当しません。 「子どもが3人以上いる世帯」とは、「2回接種の子どもが3人いる世帯」としています。																																												

質問	回答
転入者は助成を受けられますか？	インフルエンザの予防接種実施期間中(10月～1月)に東広島市に住所があり、対象者に該当する場合は助成を受けることができます。 10月中旬に被接種者に郵送する通知は、8月31日に東広島市に住所がある人が対象です。 9月以降の転入者には11月から順次郵送します。
助成方法は？	個別に郵送した助成券を協力医療機関の窓口へ提出することによって、助成額を差引いた金額で接種することができます。
助成券が使用できる医療機関は？	東広島市内で、助成券の使用に協力していただける医療機関のみです。対象者には、助成券と一緒に一覧表をお送りします。ホームページ内「妊婦・乳幼児等のインフルエンザ予防接種 助成券が使える医療機関一覧」からも確認できます。
医療機関一覧に載っていない医療機関では、助成券は使えますか？	医療機関一覧に記載がない医療機関でも、かかりつけ患者のみ可能であるなど、条件によって助成券が使用できる場合があります。かかりつけの医院がありましたら個別に医療機関にお問い合わせください。
市外の医療機関でも助成券は使用できますか？	使用できません。 助成券、領収書等を市の窓口へ提出し、払い戻しとなります。 また、市内の医療機関で接種した場合も、助成券を使用しなかった場合は、後日払い戻しの手続きができます。(協力医療機関以外での接種、助成券が届く前の接種など)
助成券を使わず実費で接種したら？	払い戻しの手続きを行っていただき、助成額を払い戻します。 手続き方法は、対象者に送付する通知に記載しています。ホームページもご参照ください。申請書は市のHPからダウンロードできます。
接種する時に、予診票と助成券を忘れて行った場合は？	いったん実費で接種料金をお支払いいただき、後日、市子ども家庭課または支所で払い戻しの手続きをしてください。
払い戻し手続きで、領収証を紛失した場合は？	申請の受け付けができませんので、 <u>領収証は必ず取っておいてください。</u>
職場からの助成と併用はできますか？	自己負担分を助成しますので、市で払い戻しの手続きをしてください。ただし、上限2,000円までです。 (例)自己負担1,500円の場合は、1,500円を市から助成します。